

現在、愛知県内で賃貸型応急住宅の提供は行っておりません。
内容については、現時点での想定です。

2026.6

賃貸型応急住宅のご案内

賃貸型応急住宅とは、災害により住宅が全壊等の被害を受け、自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者に対して、災害救助法に基づき、愛知県又は名古屋市（救助実施市）が民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。

■ 制度の概要

○三者による定期建物賃貸借契約（貸主、愛知県又は名古屋市（借主）、被災者（入居者））

○入居期間は原則2年以内

○入居世帯人数に応じた家賃の上限額があります

※上限額を超える物件には入居できません。差額分を自費で負担して入居することもできません。

■ 対象となる方

被災時に災害救助法が適用された市町村に居住していた方で、次の(1)から(4)のすべてに該当する方

(1) 次の要件のいずれかを満たす方

- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- ② 半壊(中規模半壊、大規模半壊を含む)であっても住宅として再利用できない方
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受けるおそれがある、ライフラインが途絶している等、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村長が認める方
- ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理を利用する場合は、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる方
- ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた方

(2) 自らの資力では住宅を確保することができない方

(3) 障害物の除去制度を利用していない方

(4) 暴力団員でないこと

■ 賃貸型応急住宅の要件 次の①と②を満たす住宅

- ① 耐震性が確認されている住宅であること
原則、昭和56年6月1日以降に建築された住宅
又は、耐震診断、耐震改修等により同等の耐震性が確認されている住宅
- ② 賃貸型応急住宅として利用することに貸主が同意している住宅

■ 家賃の上限額（令和8年5月時点）

入居する世帯人数に応じた家賃上限額があります。

【愛知県内の物件（名古屋市内除く）】

入居世帯人数	家賃上限額（月額）
1名	60,000円
2名	70,000円
3名から4名	75,000円
5名以上	120,000円

【名古屋市内の物件】

入居世帯人数	家賃上限額（月額）
1名	70,000円
2名	95,000円
3名から4名	140,000円
5名以上	160,000円

※未就学児は、入居世帯人数に含みません。

ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人として換算します(小数点以下四捨五入)。

(例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

現在、愛知県内で賃貸型応急住宅の提供は行っておりません。
内容については、現時点での想定です。

2026.6

■ 費用負担

負担者	負担内容
被災者 (入居者)	○電気・ガス・水道料金等の公共料金 ○駐車場使用料、町内会費、ペット飼育追加料等 ○故意・過失により退去修繕負担金を超える原状回復費用が必要となった ときの差額費用 ○その他、下記、愛知県又は名古屋市負担以外の費用
愛知県 又は 名古屋市	○家賃：入居世帯人数に応じた上限額以内 ○共益費（管理費）：通常支払っている額 ○礼金：家賃1か月分以内 ○退去修繕負担金：家賃2か月分以内 ○仲介手数料：家賃0.55か月分（税込み）以内 ○入居時鍵交換費：実費 ○損害保険料：愛知県・名古屋市で包括加入

■ 手続き（入居までの流れ）

- ① 入居希望者の方は、不動産事業者に相談し物件を選定
 - ・各市町村の窓口で、賃貸型応急住宅制度の説明と対応可能な不動産事業者を紹介しますので、物件のご相談、確認をしていただきお選びください。
被災者の方ご自身でお探しいただくこともできます。
- ② 入居希望者の方は、各市町村の窓口へ申込書類を提出
 - ・物件を選定したら、不動産事業者の協力を得て申込書類を作成し提出してください。
- ③ 入居決定通知の交付
 - ・愛知県又は名古屋市で申込書類の審査をし、市町村を経由して入居決定通知を交付します。
- ④ 契約締結（入居開始）
 - ・入居希望者の方は入居決定通知が届いたら、不動産事業者の協力を得て、契約手続きを行います。
 - ・契約締結後、入居開始となります。

※各市町村の窓口は被災時に居住していた市町村です。

※原則、仮設住宅からの住み替えはできません。

※契約トラブルの防止、各種書類の円滑な作成のため、不動産事業者の仲介を推奨します。

■ お問い合わせ先

【愛知県内（名古屋市内を除く）】
愛知県建築局公共建築部公営住宅課
県営住宅管理室 調整・指導グループ
電話 052-954-6578（ダイヤルイン）

【名古屋市内】
名古屋市住宅都市局住宅部
住宅企画課
電話 052-972-2942